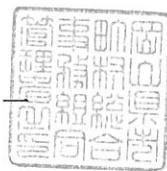




岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合規則第 4 号）をここに公布する。

平成 25 年 10 月 1 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 河 島 建



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 号の(3)中「うるし」の下に「、テレビン油」を加え、同表第 7 号の(12)中「(11)」を「(14)」に改め、同号中(12)を(15)とし、(11)を(14)とし、(10)を(13)とし、(13)の前に次のように加える。

(11) 1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(12) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第 1 第 7 号中(9)を(10)とし、(6)から(8)までを(7)から(9)までとし、(5)の次に次のように加える。

(6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表第1</p> <p>1～3 略</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) すす, 鉱物油, うるし, <u>テレビン油</u>, タール, セメント, アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん</u></p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(11) <u>1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん</u></p> <p>(12) <u>ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん</u></p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか, がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>8 略</p>	<p>別表第1</p> <p>1～3 略</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付隨する疾病</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) すす, 鉱物油, うるし, タール, セメント, アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付隨する疾病</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか, がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>8 略</p>

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(平成 25 年岡山県市町村総合事務組合規則第 4 号) 【概 要】

1 改正の理由

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 92 号）が平成 25 年 10 月 1 日付けで公布され、同日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則第 39 条に規定する別表第 1 において、第 4 号(3)中「すす、鉛物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患」に「テレビン油」を追加し、第 7 号について、「ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん」、「1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん」、「ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん」を追加した。

3 施行日

平成 25 年 10 月 1 日から施行